



国 監 告 第 8 号

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき実施した、例月出納検査（随時監査）に係る監査結果を、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

平成22年8月31日

国立市監査委員 高 橋 雅 幸

国立市監査委員 中 川 喜美代

例月出納検査（随時監査）監査結果

質問事項

1. 随時監査

(1) 種類

地方自治法第199条第1項及び第5項

(2) 概要

ア. 実施期間

(ア) 事前調査

平成22年8月3日(火)から平成22年8月13日(金)まで

(イ) 実施

平成22年8月20日(金)

イ. 対象部局

(ア) 健康福祉部福祉総務課

(3) 対象事項及び範囲

ア. 対象事項

平成22年度国立市一般会計（歳出）

（7月1日支払分）

7月分緊急生活保護費（精算予定日 平成22年7月29日）

支払金額 6,000,000円

予算科目 03.03.01.20(05)

イ. 対象範囲

(ア) 財務に関する事務の執行等

(イ) 一般行政事務の執行及び事務事業の経済性、合理性、正確性等

(4) 手続き

ア. 実施通知 平成22年8月3日(火)

イ. 資料提出期限 平成22年8月12日(木)

ウ. 事前調査 事務局による調査(前記のとおり)

エ. 実施 監査委員による監査(前記のとおり)

(ア) 先に提出された資料に基づき、監査対象部局より対象事項の概要説明を受け、その後、質疑及び関係書類の監査を実施した。

(5) 監査の着眼点

共通項目

ア．予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。

イ．予算の執行の手続きは適正か。

ウ．決裁は、定められた手続きを経ているか。

個別項目

ア．扶助費としての緊急生活保護費の支給判定は、調査を十分に行った適正かつ公平なものとなっているか。

イ．経理事務は迅速かつ適正に行われているか。

(6) 結果

ア．概 評

今回の質問事項では、対象事項を監査した結果、概ね良好であった。

イ．個別事項

(ア)指摘事項 なし

(イ)要望事項 なし

以上